

# 外務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令和 4 年 6 月 2 2 日  
外 務 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、外務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省、研修所、飯倉別館（外交史料館・外交史料館別館を含む）等の事務及び事業を対象とする。

なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金については、Ⅶに基づき取組を行うこととする。

## II. 対象期間等

本計画は、2030 年度までの期間を対象とする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、外務省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。

この目標は、外務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

## IV. 個別対策に関する目標

### 1. 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

## 2. 新築建築物の Z E B 化

今後予定する新築事業については、原則 Z E B Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。

## 3. 電動車の導入

2030 年度までに代替可能な電動車（ハイブリッド自動車（H V）、電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、燃料電池自動車（F C V）、等）がない場合を除き、新規導入・更新については、2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。

## 4. L E D 照明の導入割合

既存設備を含めた外務省の L E D 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。

## 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までに外務省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

# V. 措置の内容

## 1. 再生可能エネルギーの最大限の導入

### (1) 太陽光発電の最大限の導入

#### ア 外務省が新築する庁舎等の建築物における整備

外務省が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

#### イ 外務省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

外務省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

#### ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

## 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

#### ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削

減等に配慮したものとして整備する。

- イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則Z E B Oriented相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZ E B Ready相当となることを目指す。その実現に向け、『Z E B』、Nearly Z E B、Z E B Readyの基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZ E B基準を満たすものとする。
- ウ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZ E B等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。
- エ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。
- ① 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
  - ② 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
  - ③ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
    - i) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
    - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
    - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
    - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- オ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- カ 各施設において、省エネルギー診断の診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- キ 各施設の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度比で、2030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ア 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- イ 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。
- ① 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。
  - ② 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ウ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - ③ 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- エ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。また、国等による環境物品等の調達に関する法律の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- オ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- カ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- キ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
- ① 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
  - ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ク 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ケ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- コ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

- サ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- シ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ス 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

### （3）新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

### （4）2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

ア 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

イ なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

## 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

### （1）電動車の導入

ア 公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。

イ 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。

ウ これらの目標を達成するため、外務省は、計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっては、シェアリングの活用も検討する。

エ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

オ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。

- ① 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、

不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

③ メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。

④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

#### （2）LED照明の導入等

ア 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。

イ LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。

ウ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

#### （3）再生可能エネルギー電力調達の推進

ア 2030年度までに外務省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

イ 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。

ウ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

エ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

#### （4）省エネルギー型機器の導入等

ア パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面の改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

#### （4）その他

ア 自動車利用の抑制等

① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞が関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。

④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかけ

る。

#### イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

#### ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

#### エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 外務省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

#### オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

#### カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた

製品を使用する。

- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

ケ フロン類の排出の抑制

- ① HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による3月に1回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。
- ② 冷媒の漏えい対策のため、IoT技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組む。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF<sub>6</sub>の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

#### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

##### (1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。

イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

ウ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。

エ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。



- オ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- カ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- キ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ア 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。

イ 政府が後援等をする民間のイベントについても、上記アに掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- イ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ウ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

**VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

- ① 本計画の推進・評価・点検は、会計課が実施するものとする。本計画の推進・評価・

点検の管理総括は、官房長が行う。

- ② 本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

#### **VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組**

外務省が所管する独立行政法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

## VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

### 【外務省全体】

#### 外務省温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標 (13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	166,182	86,572	83,091	-50%
施設 の エ ネ ル ギ ー 使 用	調整後排出係数	kg-CO2	4,694,174	5,622,208	1,270,393	-73%
	調整後排出係数※1	kg-CO2	4,168,904	5,100,014	808,977	-81%
	(電気使用量)	kWh	12,866,990	10,958,947	9,211,562	-28%
	(調整後排出係数) ※2	kg-CO2/kWh	0.38	0.46	0.25	-0.13kg-CO2/kWh
電気以外		kg-CO2	525,269	522,194	461,416	-12%
その他		kg-CO2	0	0	0	-
合計	調整後排出係数	kg-CO2	4,860,356	5,708,780	1,353,484	-72%

#### 外務省温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	60% (2020 年度設置件数 : 3 件)	80%
公用車に占める電動車の割合		%	76.5% (2019 年度)	100%
LED照明の導入割合		%	12% (2019 年度)	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	7.42% (2020 年度)	60%

※1 契約した電気事業者から購入した電力の二酸化炭素排出量 (実排出量) から電力に占める再生可能エネルギー電力の割合等を差し引いた数値

※2 契約した電気事業者が排出した二酸化炭素排出量 (実排出量) から、再生可能エネルギー電力の割合等を考慮して販売した電力量で除した数値。

【本省】

外務省本省の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	166, 182	86, 572	83, 091	-50%	
施設のエネルギー使用	電気	調整後排出係数	kg-CO2	4, 104, 767	4, 768, 322	1, 133, 299	-72%
		調整後排出係数	kg-CO2	3, 744, 408	4, 391, 718	808, 977	-78%
		(電気使用量)	kWh	11, 556, 816	9, 652, 128	8, 089, 771	-30%
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 38	0. 46	0. 25	-0. 13kg-CO2/kWh	
電気以外		kg-CO2	360, 358	376, 604	324, 322	-10%	
その他		kg-CO2	0	0	0	-	
合計	調整後排出係数	kg-CO2	4, 270, 949	4, 854, 894	1, 216, 390	-72%	

外務省温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	100%	100%
公用車に占める電動車の割合		%	76. 5% (2019 年度)	100%
LED照明の導入割合		%	5% (2019 年度)	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	3. 86% (2020 年度)	60%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

**【飯倉別館・外交史料館・外交史料館別館等】**

**飯倉別館・外交史料館・外交史料館別館等の温室効果ガス削減計画**

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	0	0	0	-
施設のエネルギー使用	電気	調整後排出係数	247,478	334,275	49,290	-80%
		調整後排出係数	185,866	282,173	0	-100%
		(電気使用量)	kWh	573,661	520,615	458,929
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.38	0.54	0.25	-0.13kg-CO2/kWh
電気以外		kg-CO2	61,612	52,102	49,290	-20%
その他		kg-CO2	0	0	0	-
合計	調整後排出係数	kg-CO2	247,478	334,275	49,290	-80%

**飯倉別館・外交史料館・外交史料館別館等温室効果ガス削減対策及び目標**

		(単位)	2019 年度	2030 年度
				目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	33% (2020 年度設置件数: 1 件)	60%
公用車に占める電動車の割合		%	-	-
LED照明の導入割合		%	33% (2019 年度)	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	36.02% (2020 年度)	100%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 冷暖房温度の適正管理 (冷房は 28 度程度、暖房は 19 度程度)
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 CO2 にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑥ 業務上必要のない箇所については消灯の徹底

## 【研修所】

### 研修所の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	0	0	0	-
施設 の エ ネ ル ギ ー	調整後排出係数	kg-CO2	341,929	519,611	87,804	-74%
	調整後排出係数	kg-CO2	238,630	426,123	0	-100%
	(電気使用量)	kWh	736,513	786,204	662,862	-10%
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.38	0.54	0.25	-0.13kg-CO2/kWh
電気以外		kg-CO2	103,299	93,488	87,804	-15%
その他		kg-CO2	0	0	0	-
合計	調整後排出係数	kg-CO2	341,929	519,611	87,804	-74%

### 研修所の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2019 年度	2030 年度
				目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	100%	100%
公用車に占める電動車の割合		%	-	-
LED照明の導入割合		%	45% (2019 年度)	100%
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	37.26% (2020 年度)	100%

#### ○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 冷暖房温度の適正管理 (冷房は28度程度、暖房は19度程度)
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑥ 業務上必要のない箇所については消灯の徹底